

被災地の情報通信利用環境の復旧・復興支援状況

総務省では、東日本大震災による被災団体が復旧活動に全力で対処できるよう、平成23年度総務省所管補正予算において、当面の情報通信基盤や消防防災施設・設備の復旧に必要な施策の予算措置を講じています。

東北総合通信局では、これら施策を活用し、5月9日(月)に設置された「東日本大震災復興対策支援室」を中心に、被災地の情報通信利用環境の復旧・復興を支援しています。

主な支援状況は次のとおりです。

1. 情報通信基盤災害復旧事業費補助金

情報通信基盤災害復旧事業費補助金は、被災地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTN等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧のための補助金です。

東北総合通信局では、当該補助金を活用して情報通信基盤の復旧を進める地方公共団体を支援しており、現在、宮城県石巻市(6月30日付補助金交付決定)が当該補助金を活用して地域公共ネットワークの復旧を進めています。

また、他の地方公共団体においても、本支援事業を活用した情報通信基盤の復旧を検討しており、復旧方法や事務手続き等のアドバイスを含めて支援することとしています。

2. 被災地域における重要通信の確保

総務省は、被災地域において迅速かつ安定的に情報のやりとりが可能となるよう、小型固定無線システム、可搬型衛星通信システム(VSAT)を活用した情報通信環境の構築を進めています。

東北総合通信局では、被災地方公共団体を訪問し、そのニーズ調査や置局場所の検討、現地調査を実施し、主に公共施設間を接続する小型固定無線システムについては、11市町村への設置に向けた作業を進めています(7月27日現在で設置が確定している市町村)。

また、主に役場庁舎や仮設住宅、避難所等のインターネット利用環境を確保する可搬型衛星通信システムについては、5市町村に設置(7月27日現在)しており、現在も多数の設置希望があることから、引き続き設置に向けた調整を進めています。

3. 消防防災施設(設備)災害復旧費補助金(消防庁)

消防防災施設(設備)災害復旧費補助金は、被災地の消防防災施設(設備)の復旧を緊急に実施するための補助金であり、総務省消防庁が進めているものです。

東北総合通信局では、被災地方公共団体を訪問した際に、当該補助金の支援対象となっている防災行政用無線や消防・救急無線等について、その復旧方法や消防庁との調整、無線局免許手続き等の必要なアドバイスを行っています。

4. 移動電源車の配備

総務省は、災害時において重要情報通信設備の電源を確保するため、各総合通信局に移動電源車を配備しました。

東北総合通信局では、この移動電源車を有効に活用するため、特に被害が大きかった沿岸部の市町村に配備する方向で調整を進めています。

5. 被災市町村への職員派遣

東北総合通信局では、職員を被災市町村に派遣し、情報通信利用環境の復旧・復興や自治体業務を支援しています。

(1) 市町村業務支援のための職員派遣

情報通信基盤の復旧、通信機器の搬入・設置、臨時災害放送局の開局・運用サポート等のほか、市町村業務の支援のため、被災家屋の調査や市町村の各種データの復元、避難所での避難者支援、拾得物の整理など、職員派遣による多様な支援を行っています。

派遣先市町村	派遣職員数	派遣先市町村	派遣職員数
宮城県 塩竈市	5名	宮城県 山元町	1名
宮城県 気仙沼市	5名	宮城県 七ヶ浜町	1名
宮城県 多賀城市	5名	宮城県 南三陸町	1名
宮城県 東松島市	1名	福島県 相馬市	1名

(平成 23 年 7 月 27 日現在)

(2) 通信・放送利用環境確保のための職員派遣

情報通信基盤の復旧と重要通信の確保、通信機器の搬入・設置(簡易無線局や衛星インターネット利用機器等)、避難所へのラジオ配布、被災市町村等の要望調査・調整など、被災地に職員を派遣してきめ細かな支援活動を実施しています。

派遣先市町村	
青森県	八戸市、おいらせ町
岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町
福島県	いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、会津坂下町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

(平成 23 年 7 月 27 日現在)

6. 災害対策用移動通信機器の配備(無償貸与)

東北総合通信局では、総務本省とも協力し、簡易無線、衛星携帯電話等約2,300台を被災自治体に貸出しています(一部返却済み)。

また、避難所等での情報入手のためのラジオ約1万台を配布しています。

7. その他

(1) 被災市町村等による臨時災害放送局への免許

東北総合通信局では、東日本大震災によって甚大な被害に遭われた市町村からの申請により、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供する臨時災害放送局に対して、臨機の措置による免許(口頭による申請・免許)を行っています。

(2) 無線局の免許可手続きに係る臨機の措置

東北総合通信局では、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置による免許可(口頭による申請・免許可)を行っています。

(3) 被災地域における地上放送の受信環境確保

総務省では、東日本大震災による地デジ追加対策として、損壊したデジタル中継局や共聴施設の復旧への支援、現在実施しているチューナー支援事業の被災者への対象拡大などを行っています。

また、岩手県、宮城県、福島県の3県については、本年7月24日に予定していたアナログ放送停波を延期し、来年3月末までに停波することとなりました。

ア. デジタル中継局の整備支援

- ・地震・津波により損壊したデジタル中継局の整備・改修を補助対象に追加

イ. 共聴施設の整備支援

- ・地震・津波により損壊した共聴施設の整備・改修を補助対象に追加

ウ. 暫定衛星対策の拡充

- ・地震・津波により中継局・ケーブルテレビ・辺地共聴施設が損壊し、地デジ難視となった世帯を暫定衛星対策の対象に追加

エ. 低所得世帯へのチューナー支援事業の拡充

- ・今回の震災を受けてNHK受信料全額免除世帯に追加された世帯(家屋が半壊・半焼・床上浸水以上、1ヶ月以上の避難勧告等)を、本事業の支援対象に追加(チューナーの無償給付、アンテナ改修等)